

第 3 期徳島市地域福祉計画の策定について

1 計画策定の趣旨

本市では、平成 29 年 6 月に「だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちの実現」を基本理念として、第 2 期徳島市地域福祉計画（計画期間：平成 29 年度～令和 3 年度）を策定し、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」の推進を図るとともに、地域福祉課題の解決に向けた取り組みを進めてきた。

しかしながら、全国的に進行する人口減少や少子高齢化、核家族化など、地域を取り巻く環境が急速に変化する中、日常生活に支援が必要な高齢者等の増加や地域を支える担い手不足が深刻化するとともに、自殺や虐待、ひきこもりなど様々な分野の問題が絡み合い複雑化し、複合的な支援を必要としたりするケースも増加しており、これまでの取り組みをより地域の特性や実情に対応したものに直すことが必要となってきた。

この度、第 2 期計画の計画期間が令和 3 年度末で終了することから、令和 2 年度及び令和 3 年度の 2 カ年度において、こうした近年の社会情勢の変化や計画策定以降の制度改正を踏まえ、新たな地域課題に的確に対応するため、今後における地域福祉の方向性等を定めた「第 3 期徳島市地域福祉計画」を策定する。

2 計画の位置付け

この計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」として策定するもので、平成 29 年 6 月に公布された改正社会福祉法により、高齢者、障害者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を盛り込む計画（福祉分野の「上位計画」）として位置付けられ、本市のまちづくり総合ビジョンや他の福祉分野における個別計画との整合性を図りながら、本市の地域福祉を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

社会福祉法（抜粋）

第 107 条（市町村地域福祉計画）

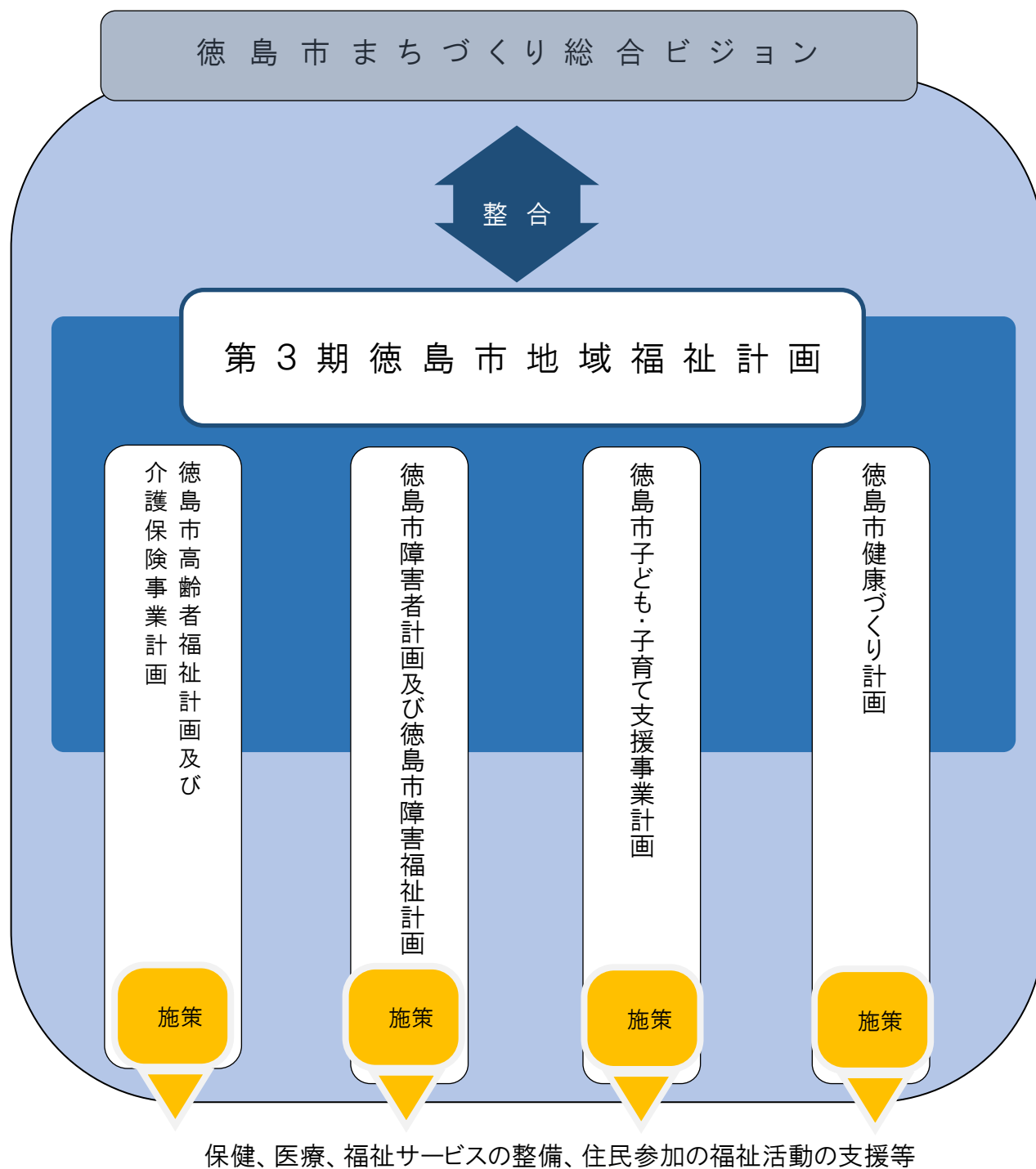
市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 前条第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

↓

※地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
（令和 3 年 4 月 1 日施行予定）

○ 本市諸計画との位置付け



3 計画期間

計画期間は、現行の計画期間が令和3年度末で終了することから、次期（第3期）計画は令和4年度から令和8年度までの5年間とする。

なお、計画期間中に社会経済情勢や制度改正等、状況が変化した場合には、必要に応じて計画の見直しを行う。

4 策定体制

(1) 徳島市地域福祉計画策定市民会議（委員20人）

本計画の策定及び地域福祉に関する施策の推進に関し、地域福祉に関わる幅広い意見を求め、各分野の関係団体の代表者、学識経験者、公募市民等を委員とする「徳島市地域福祉計画策定市民会議」を設置する。

【参加団体等】

学識経験者	徳島大学
保健・医療、福祉施設代表	徳島市地域包括支援センター、徳島県老人福祉施設協議会
社会福祉を目的とする団体の代表	徳島市社会福祉協議会、徳島市地区社会福祉協議会連絡協議会、徳島市民生委員児童委員協議会、徳島市公民館連絡協議会
市民関係団体	徳島市コミュニティ連絡協議会、徳島市婦人連絡協議会、徳島市老人クラブ連合会、徳島市身体障害者連合会、徳島市・名東郡PTA連合会、NPO法人Creer
その他関連団体等の代表	少年鑑別所、徳島弁護士会、徳島県司法書士会、徳島県社会福祉士会、徳島県行政書士会
公募委員	2人

【オブザーバー】

徳島家庭裁判所（1人）

(2) 推進本部等

徳島市の地域福祉計画を策定し、地域福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための庁内組織として、関係部局の副部長等で組織する「徳島市地域福祉推進連絡会」と、その下部組織として、地域福祉に係る課長で組織する「徳島市地域福祉推進幹事会」を設置する。

① 徳島市地域福祉推進連絡会（推進本部）

ア 所掌事務

- ・地域福祉計画案の審議及び決定に関すること
- ・地域福祉計画の進行管理に関すること
- ・その他地域福祉の推進に関すること

イ 組織（27人）

会長	保健福祉部長
副会長	保健福祉部副部長
委員	企画政策局次長、総務部行政管理総室長、総務部副部長、財政部副部長、財政部税務事務所長、市民環境部副部長、保健福祉部副部長、保健福祉部福祉事務所長、保健福祉部子ども・子育て推進総室長、経済部副部長、都市整備部副部長、土木部副部長、危機管理局次長、消防局次長、会計管理者、教育委員会教育次長、上下水道局次長、交通局次長、病院局次長

② 徳島市地域福祉推進幹事会（関係課等で構成）

ア 所掌事務

- ・地域福祉計画案の作成に関すること
- ・地域福祉計画の推進に関すること

イ 組織（21人）

会長	保健福祉部副部長
副会長	保健福祉部福祉事務所長
委員	市民生活課長、市民協働課長、市民環境政策課長、保健福祉政策課長、保健センター所長、保険年金課長、介護保険課長、障害福祉課長、高齢福祉課長、生活福祉第一課長、生活福祉第二課長、子ども企画課長、子育て支援課長、子ども施設課長、経済政策課長、防災対策課長、教育委員会総務課長、教育委員会学校教育課長、教育委員会青少年育成補導センター所長、教育委員会社会教育課長、教育委員会スポーツ振興課長

【計画の策定体制(イメージ)】

